

1 本編等の修正のポイント

（１）防災基本計画の修正内容の反映

- ◇ 国においては、災害対策基本法の改正や中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告等を踏まえ、平成 24 年 9 月に「防災基本計画」を修正し、大規模広域災害への対策を強化。
- ◇ 本県における災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、防災基本計画の修正によって新たに加えられた対策等について、県地域防災計画に適切に反映。

【防災基本計画修正の要点】

- ①災害に対する即応力の強化 ②被災者への対応改善 ③防災教育の強化等による地域の防災力の強化
 （※本県では、昨年度、東日本大震災津波に係る災害対応検証結果を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行ったが、今回の防災基本計画の修正内容には、本県で既に見直しを図った事項も多く含まれているところ。）

（２）東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえた見直しなど、本県独自の不断の見直しの推進

- ◇ 東日本大震災津波の教訓を、今後の災害対応に生かしていくため、本県では、毎年度、県地域防災計画の内容を十分に精査しながら、不断の見直しを進め、その内容の充実を図ることとしているところ。
- ◇ 今年度においても、昨年度に行った「東日本大震災津波に係る災害対応検証結果」などを踏まえながら、本県における災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、本県独自の見直しを推進。

（３）その他の見直し

- ◇ 法令改正や防災関係機関の防災業務計画の見直し内容なども適切に反映させていくため、防災関係機関の意見等を踏まえながら、用語の見直し等を実施

2 本編の主な修正内容

（１）防災基本計画の修正内容の反映**ア 災害に対する即応力の強化**

- ① 連絡調整のための職員の相互派遣の実施による情報共有など、防災関係機関相互の連携強化について、定めたこと。〔第 3 章第 1 節〕
- ② 県・市町村による指定行政機関等への職員派遣の要請・あっせんについて、定めたこと。〔第 3 章第 1 節〕
- ③ 県・市町村による災害情報の収集等において、必要に応じ、関係地方公共団体等に対し、資料等の提供を求めることについて、定めたこと。〔第 3 章第 4 節〕
- ④ 災害時応援協定の締結に当たっては、遠方の地方公共団体等との協定締結を考慮するとともに、県・市町村等は、応援計画や受援計画を定め、応援・受援に関する訓練を実施するなど、災害時における協力体制の整備に努めることについて、定めたこと。〔第 3 章第 10 節〕
- ⑤ 県・市町村等は、大規模な災害を覚知した時は、あらかじめ締結した災害時応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築することについて、定めたこと。〔第 3 章第 10 節〕
- ⑥ 県は、国から被災都道府県を応援するよう要求があった場合には、直ちに職員等をもって被災都道府県等を応援することについて、定めたこと。〔第 3 章第 10 節〕
- ⑦ 防災訓練実施時の災害想定や災害時の組織体制等を定めるに当たっては、複合災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識して行うことについて、定めたこと。〔第 2 章第 3 節、第 3 章第 1 節〕

イ 被災者への対応改善

- ① 避難誘導體制の整備において、災害発生時における学校等との連携・連絡体制の整備、児童等の保護者への引渡しのルール化等について、定めたこと。〔第 2 章第 5 節〕
- ② 市町村又は県の区域を越えた避難（広域一時滞在）の実施又は受入れ等に係る対応等について、定めたこと。〔第 2 章第 5 節、第 3 章第 15 節〕
- ③ 避難所における福祉施設職員等による応援体制の構築等について、定めたこと。〔第 2 章第 6 節〕
- ④ 県は、介護保険施設等に対し、県内や近隣県における同種の施設や民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導することや、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどについて、定めたこと。〔第 2 章第 6 節〕
- ⑤ 市町村による気象警報等の伝達手段に、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアを加えたこと。〔第 3 章第 2 節〕
- ⑥ 避難所の運営に関し、保健師等による巡回等を実施するなど、避難所の状況把握に努め、必要な対策を講じることについて、定めたこと。〔第 3 章第 15 節〕

ウ 防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- ① 防災文化の継承に関する規定を設け、防災関係機関による各種資料の収集、住民等自らによる災害教訓の継承に関する取組の促進等について、定めたこと。〔第 2 章第 1 節〕

（２）東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえた見直し（本県独自の見直し）**ア 災害時における個人情報の取扱**

- ◇ 県は、個人情報に関する事務・事業（被災者支援を目的とするものに限る。）の用に供する場合、被災者の負担軽減を図るとともに、被災者の生活再建に資することができるよう、被災者個人の権利利益を損なわない限りにおいて、その利用及び提供を図ること等について、定めたこと。〔第 1 章第 3 節の 2〕
- ◇ 市町村は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、それぞれが定める条例の規定に従って、あらかじめ必要な取扱を定めるよう努めることについて、定めたこと。〔第 1 章第 3 節の 2〕

イ 歯科医療救護の位置付けの明確化

- ◇ （社）岩手県歯科医師会との災害時の歯科医療救護に関する協定の締結に伴い、歯科医療救護班の編成・活動等について、定めたこと。〔第 1 章第 4 節、第 3 章第 16 節〕

ウ 平時における災害医療体制の整備

- ◇ 災害における医療体制の重要性に鑑み、平時における災害医療体制の整備に関する規定を新設したこと。〔第 2 章第 5 節の 2〕（※第 3 章第 16 節に規定する対策のうち、予防的対策を移記・新設）

エ 住民等への情報伝達手段の拡充等

- ◇ 市町村による気象警報等の伝達手段に、コミュニティ FM、臨時災害放送局を加えたこと。〔第 3 章第 2 節〕
- ◇ 県民等に対する広報の方法に関し、臨時災害放送局を加えたこと。〔第 3 章第 5 節〕

オ その他

- ◇ 人工透析に係る代替透析施設の確保等について、定めたこと。〔第 3 章第 16 節〕
- ◇ 「いわて感染制御支援チーム」の設置に伴い、所要の整理を行ったこと。〔第 3 章第 21 節〕
- ◇ 遺体の埋葬用品の調達・あっせんについて、定めたこと。〔第 3 章第 23 節〕

（３）その他の見直し

- ◇ 災害時要援護者への難病患者等の追加などを行ったほか、気象・地震に関する情報の内容や発表基準の整理や文言の見直しを行うなど、所要の整理を行ったこと。

3 震災対策編・火山災害対策編の修正

- ◇ 「震災対策編」の名称を「地震・津波災害対策編」に修正したこと。
- ◇ 防災基本計画の修正に伴う見直しや、東日本大震災津波に係る災害対応を踏まえた見直しなど、本編の修正に準じて、修正を行ったこと。